

①都道府県	②市町村名	I 重要保護の認定について			II 平成30年度(10月以降)の対応について			④ 自由記述欄																	
		①1用いている	②用いていない	③用いていない	①1用いている	②用いていない	③用いていない																		
		<p>I 重要保護の認定にあたり、平成30年10月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準(※)を用いているか。</p> <p>※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照しているもの。</p>		<p>II 重要保護の認定基準への反映について</p> <p>(1) 平成30年10月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。</p>			<p>2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定</p> <p>(2) (1)で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容(複数回答可)</p> <p>(3) (2)「③その他」の内容</p> <p>(4) (1)で「本生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由(複数回答可)</p> <p>(5) (4)「①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」と回答した場合、その具体的な内容</p>		<p>III 自由記述欄</p> <p>(1) 2. (1)で「②生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるか。</p> <p>(2) ③把握している場合、平成30年9月までは援助対象だったが、平成30年10月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数(人)※生活保護基準見直しの影響により、平成30年10月以降、援助対象外となる者であり、明らかな生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。</p> <p>(3) 3. (1)で「③把握していない」と回答した場合、把握できない理由</p>																
		→2 (1) へ	→1 (2) へ	→1 へ	→2 (2) へ	→1 へ	→2 (4) へ	→1 へ	→2 (5) へ	→3 (1) へ	→3 (2) へ	→3 (3) へ	→1 へ	→1 へ											
19	19	15	4	1	14	14	14	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
滋賀県	大津市	○					25	4																	
滋賀県	彦根市	○					24	4																	
滋賀県	長浜市	○					30	4																	
滋賀県	近江八幡市	○					29	12																	
滋賀県	草津市	○					24	12																	
滋賀県	守山市	○					25	7																	
滋賀県	栗東市	○					24	12																	
滋賀県	甲賀市	○					25	4																	
滋賀県	野洲市	○					24	12																	
滋賀県	湖南市	○					30	1																	
滋賀県	高島市	○					24	12																	
滋賀県	東近江市	○		○							○														
滋賀県	米原市	○																							
滋賀県	日野町	○																							
滋賀県	亀王町	○																							
滋賀県	愛宕町	○			○		30	4																	
滋賀県	豊郷町	○			○		24	12																	
滋賀県	甲良町	○			○		30	4																	
滋賀県	多賀町	○																							

本市における重要保護の認定にあたっては、平成25年改正前の生活保護基準に一定の係数をかけたものを用いているため、今回の生活保護基準見直しによる影響は受けません。